

## 建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る 遡及改定に関する検討会議運営規則

令和 4 年 1 月 2 5 日  
建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る  
遡及改定に関する検討会議座長決定

1. 建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議（以下「遡及改定検討会議」という。）の議事の手続きその他遡及改定検討会議の運営に関し必要な事項は、「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議の設置について」（令和 4 年 1 月 2 0 日設置）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
2. 座長は、やむを得ない理由により会議を開催することができないと認めるときその他正当な理由があると認めるときには、書面による審議を行うことができる。
3. 会議、議事録、会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開とする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、遡及改定検討会議に諮って、会議録等を非公開とすることができる。
4. その他、遡及改定検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が遡及改定検討会議に諮って定める。